

特定個人情報保護評価書に関する意見を募集します (住民基本台帳関係事務)

1 「特定個人情報保護評価書」とは

特定個人情報保護評価書とは、行政機関等が、特定個人情報ファイル※を保有する際に、情報漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを、特定個人情報保護評価書において自らが宣言するものです。

特定個人情報保護評価書は、広く住民の意見を求めるとともに、第三者機関の点検を経て、公表します。

※特定個人情報ファイル：個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報ファイルのことで、特定個人情報を検索できるように体系的に構成されたものです。

2 意見募集する特定個人情報保護評価書（案）

住民基本台帳関係事務に係る特定個人情報保護評価書（案）

3 意見募集期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月16日（木）まで

4 案の閲覧可能場所

- ・浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)

【トップページ→市政情報→情報公開・個人情報→個人情報保護制度→特定個人情報保護評価】

- ・市民生活課戸籍・住基担当（浜松市役所本館1階）、市政情報室、区役所（区振興課）、行政センター、支所、市民協働センター、中央図書館に配架

5 意見の提出方法

評価書（案）に対し意見のある方は、意見書に、住所、氏名又は団体名、電話番号、電子メールアドレス（ある場合）を記入して、令和7年10月16日（木）までに、次のいずれかの方法で、提出してください。（意見書の様式は問いません。）

提出方法	提出先等
窓口	〒430-8652
郵送（10月16日の消印有効）	浜松市中央区元城町103番地の2 市役所本館1階 浜松市役所市民生活課戸籍・住基担当
電子メール	siminkj@city.hamamatsu.shizuoka.jp
FAX	053-457-2134

6 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年2月下旬を目途に浜松市ホームページにて公表します。

7 問い合わせ先

浜松市役所 市民部 市民生活課戸籍・住基担当（電話：053-457-2834）

全項目評価書（住民基本台帳関係事務）案の概要

住民基本台帳関係事務において特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む個人情報ファイル）を取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

I 基本情報（評価書(案)3ページから14ページまで）

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

「住民基本台帳関係事務」… 住民基本台帳に記載した住民の居住関係を公証するとともに、新たに住民となる人の住所、氏名、生年月日、性別などを住民基本台帳に記載する。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- ①住民記録システム ②CSコネクタ ③共通基盤システム
- ④住民基本台帳ネットワークシステム ⑤中間サーバー ⑥コンビニ交付システム
- ⑦電子申請システム ⑧クラウド型バックアップセンター

3. 特定個人情報ファイル名と取り扱う理由

- ①住民票情報ファイル（住民票に個人番号を記載するため）
- ②本人確認情報ファイル（全国的な本人確認手段として正確かつ統一的に記録管理することで、転出入があった場合等にスムーズな住民情報処理を行うため）
- ③送付先情報ファイル（地方公共団体情報システム機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため）

II 特定個人情報ファイルの概要（評価書(案)15ページから37ページまで）

1. 住民票情報ファイル

- ①対象（番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者（施行日以降に削除した住民票も含む））
- ②主な記録項目（個人番号、5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）、児童福祉・子育て関係情報、年金関係情報など）
- ③入手元（本人又は本人の代理人、地方公共団体・地方独立行政法人、住民基本台帳ネットワークシステム）
- ④使用方法（住民票の記載・修正・削除・発行、本人確認情報・転出証明書情報の作成、住民票関係情報の提供）
- ⑤特定個人情報ファイルの取扱いの委託（システム保守業務等）
- ⑥特定個人情報の提供・移転（番号法で規定する提供先・移転先）
- ⑦特定個人情報の保管場所・消去方法（保管場所の条件、消去方法等を記載）

2. 本人確認情報ファイル

- ①対象（番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者（施行日以降に削除した住民票も含む））

- ②主な記録項目（個人番号、5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報）
- ③入手元（各区区民生活課）
- ④使用方法（本人確認情報の更新情報通知・検索など）
- ⑤特定個人情報ファイルの取扱いの委託（システム保守業務等）
- ⑥特定個人情報の提供・移転（番号法で規定する提供先・移転先）
- ⑦特定個人情報の保管場所・消去方法（保管場所の条件、消去方法等を記載）

3. 送付先情報ファイル

- ①対象（番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者）
- ②主な記録項目（個人番号、5情報（氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報など）
- ③入手元（各区区民生活課）
- ④使用方法（個人番号通知書及び交付申請書等の印刷・送付のため、個人番号の通知対象者の情報を機構に提供する。）
- ⑤特定個人情報ファイルの取扱いの委託（システム保守業務等）
- ⑥特定個人情報の提供・移転（番号法で規定する提供先・移転先）
- ⑦特定個人情報の保管場所・消去方法（保管場所の条件、消去方法等を記載）

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（評価書(案)38ページから70ページまで)

リスク	対策
特定個人情報の入手に関するリスク	・本人確認書類等の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努めるとともに、システム上、権限者以外による目的外の入手を防止している。等
特定個人情報の使用に関するリスク	・ユーザーIDとパスワードによる認証を実施し、ユーザーに応じて利用可能な機能を制限することで、番号制度に関する事務（システム）以外からは、参照できないよう、システム上のアクセス制御を行っている。等
特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関するリスク	・契約締結時に、セキュリティ責任者を書面により提出させている。 ・委託契約書において、業者が特定個人情報を取得し、第三者に提供することを禁止している。 ・ガバメントクラウドに移行する際のデータ抽出、移行、破棄はASPが対応するものとし、データの破棄にあたっては復元不可能な処理をするものとしている。等
特定個人情報の提供・移転に関するリスク	・提供・移転するデータの作成時、作成日時等が記録される仕組みにしている。 ・データ利用承認願を提出させ、審査後に提供・移転を行っている。等
情報提供ネットワークシステムとの接続に関するリスク	・情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・高度なセキュリティを備えた行政専用のネットワークを利用している。等
特定個人情報の保管・消去に関するリスク	・情報を保管するサーバ群はデータセンター内のサーバ室に構築、設置しており、設置場所への入退室については、有人監視を伴う厳重な管理を行っている。

	<p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。等</p>
--	---

IV その他のリスク対策（評価書(案)71ページ）

1. 監査

①自己点検（年1回運用状況を確認する）

②監査

- ・情報セキュリティの内部監査を定期的に行う
- ・ISMAP監査機関リストに登録された監査機関がガバメントクラウドサービス事業者に対する監査を定期的を実施

2. 従業者に対する教育・啓発

①情報セキュリティについての研修 ②個人情報保護についての研修

3. その他のリスク対策

①ガバメントクラウド上でのデータの取扱いについて責任の明確化

V 開示請求、問合せ（評価書(案)72ページ）

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市総務部文書行政課（電話：053-457-2093）

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市市民部市民生活課戸籍・住基担当（電話：053-457-2834）

<今後のスケジュール（予定）>

- ・評価書（案）への意見募集（令和7年9月16日から令和7年10月16日）
- ・意見による評価書（案）の修正（10月）
- ・第三者機関による点検（10月）
- ・評価書（確定版）の公表（12月）